

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 「介護就職デイ」開催に伴うあべのハルカス会議室の会場借上げ	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1-67	R2.10.5	㈱ワークアカデミー 大阪府阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス23階	9120001072308	別紙2参照	997,480	856,825	85.9%	-	-	-	-	
2 大阪西公共職業安定所外3施設における防犯カメラ等の更新作業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1-67	R2.10.7	総合警備保障㈱ 大阪府中央区 城見1-3-7	3010401016070	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の第3号	1,105,201	1,017,500	92.1%	-	-	-	-	
3 「裁断機」外の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1-67	R2.10.12	㈱イノウエ商事 泉大津市我孫子2-4-20	9120101042177	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の第3号	1,365,573	1,232,097	90.2%	-	-	-	-	
4 「令和3年3月高等学校卒業予定者合同求人説明会」求人情報一覧表等の作成	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1-67	R2.10.12	二ホン美術印刷㈱ 岐阜県大垣市西外側町2-15	1200001014110	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の第2号	1,651,206	923,120	55.9%	-	-	-	-	
5 大阪労働局助成金センターにおける卓上封緘機の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1-67	R2.10.15	㈱清水正商店 大阪府西区 阿波座2-2-21	9120002022014	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の第3号	1,178,100	1,080,200	91.7%	-	-	-	-	
6 大阪労働局における高濃度PCB廃棄物処理業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1-67	R2.10.15	中間貯蔵・環境安全事業㈱北九州PCB処理事業所 福岡県北九州市若松区響町1-62-24	2010401053420	別紙3参照	34,403,600	34,403,600	100.0%	-	-	-	-	
7 雇用調整助成金の特例措置の拡大に伴う支給決定通知書発送用封筒の作成	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1-67	R2.10.19	特定非営利活動法人セルフ社 大阪府東住吉区北田辺4-23-2	3120005010885	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第16号	2,425,500	2,240,700	92.4%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	「介護就職デイ」開催に伴うあべのハルカス会議室の会場借上げ
随意契約によることとした理由	就職面接会においては会場規模や立地場所等の地理的要件が地域性及び集客性、各関係機関との連携の観点から鑑みて重要であり、またWEB面接会を実施することとしている中、事業運営に必要なインターネット環境設備が必要なことを考慮したうえで、候補地周辺において会場の借上げが可能な施設があべのハルカスのみであり、目的物の代替性のないことから会計法29条の3第4項に該当したため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局における高濃度PCB廃棄物処理業務委託
随意契約によることとした理由	事業場が排出する高濃度PCB廃棄物処理は、PCB特措法の定めにより、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(近畿地域の処理については同社の北九州PCB処理事業所が指定)のみが処分可能とされていることから、会計法第29条の3第4項に該当したため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	